障害者手帳をお持ちの方の 新規就労を支援します

令和4年4月1日以降に障害者手帳をお持ちの方が新たに 就労された場合、就労支度金として3万円を支給します。

支給の詳細と注意事項

対象者|

①福知山市内に住民票及び居所を有する※申請時点で連続して3か月以上居住を有していること

(1)~(3)*0*) すべてに 該当すること ②障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の いずれか)または障害福祉サービス受給者証の交付を受けている

③申請時点で雇用契約に基づく就労または就労移行支援、就労継続支援 A型・B型に基づき新規就労している ※トライアル雇用や就労継続支援B型利用のための 就労アセスメントは除く

支給額 | 3万円を限度とします。なお、支給は一人当たり一回です。

申請場所丨 福知山市役所1階 障害者福祉課 または 各支所の窓口相談係 *申請書および就労証明書は市役所にあります

必要なものし

- ①身分証明書 ②お勤め先にご記入いただいた就労証明書(原本)
- ③障害者手帳
- ④振込を希望される口座を確認できるもの(通帳、クレジットカード等)

入金時期 申請から30日以内

よくあるご質問

- 勤務日数や勤務時間に 制限はありますか?
- ありません。一週間に一度 以上出勤されていればお申 込み可能です。
- 令和4年2月1日に現在の作 Q4 業所で就労を始めました。対 象になりますか?
- なりません。令和4年4月1日 以降に就労された方が対象 です。

- 障害福祉サービスを利用し ていますが手帳を持っていま せん。申請できますか?
- 申請できます。障害福祉サ ービス受給者証をご提示くだ さい。
- 令和4年4月1日以降に就労 しましたが退職しました。対 象になりますか?
- なりません。令和4年4月1日 以降に就労された方のうち、 申請時点で就労されている 方が対象です。

- 自立支援医療(精神通院)の 受給者証を所有してますが障 害者手帳は持ってません。 申請できますか?
- 申請できません。
- 就労継続支援B型を利用してい ましたが、令和4年5月から就労 継続支援A型に変更しました。申 請できますか?
- できます。令和4年4月1日以降 に新たに就労された場合は対象 となります。 ただし、一人一回限りです。



